

ページ段 行 誤 正

令和四年七月二十七日(号外第六百六十二号)公布国土交通省・環境省令第三号(二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令)
(原稿誤り)

二二三 改正後欄 6167Gt⁻¹460 4196Gt⁻¹460

令和四年三月二十五日(号外第六十四号)消費者庁・国土交通省告示第一号(日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

二二 改正後欄
〇 終りから
九 改正前欄
〇 〇 〇

〇 〇 〇 } 算定方法等
〇 〇 〇 } 算出方法等

令和四年八月十日(号外第七十三号)国土交通省告示第八百十六号(民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五三ページ改正前欄終りから三行目及び五四ページ改正後欄六行目の「27° E.132° 18' 39"」は「26° E.132° 18' 31"」の誤り。

令和四年九月十四日国土交通省告示第九百九十号(特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

八下 改正前欄 二週間までに 二週間前までに

令和四年十月四日(正誤欄中)
(原稿誤り)

三三	終りから	及び
三二	一九及び	及び
〃	〃	又は
〃	〃	又は
〃	法第七十四条	法第七十四条
〃	法第七十四条	法第七十四条
〃	法第七十四条	法第七十四条
〃	法第七十四条	法第七十四条